

**第 2 3 回庄内南部地区合併協議会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 8 月 1 1 日（水）

場 所：三 川 町 公 民 館

第23回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成16年8月11日(水)午後2時30分～

場 所 三川町公民館 ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告

(1) 新市の名称について

4 議 事

(1) 地域審議会について

(2) 調整項目について

ア 一般職の職員の身分の取扱いについて

イ 特別職の身分の取扱いについて

(3) 組織機構について

(4) その他

5 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	櫛引町	町長	難波 玉記
副会長	温海町長	佐藤 正明	委 員		議長	菅原 元
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員		議員	遠藤 純夫
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	長南 源一
委 員	鶴岡市	議員	委 員	三川町	識見を有する者	前田 藤吉
委 員		議員	委 員		町長	阿部 誠
委 員		助役	委 員		議長	佐藤 均
委 員		識見を有する者	委 員		議員	成田 光雄
委 員		識見を有する者	委 員		識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員		識見を有する者	委 員		識見を有する者	鈴木 正士
委 員		藤島町	町長		委 員	朝日村
委 員	議長	委 員	議長	進藤 篤		
委 員	議員	委 員	議員	井上 時夫		
委 員	識見を有する者	委 員	識見を有する者	田村 作美		
委 員	識見を有する者	委 員	識見を有する者	渡部 長和		
委 員	羽黒町	町長	委 員	温海町	議員	富樫 栄一
委 員		議長	委 員		識見を有する者	齋藤 金一
委 員	羽黒町	議員	監査委員	朝日村監査委員		難波 鉄雄
委 員		識見を有する者	監査委員	羽黒町監査委員		清野 均
委 員		識見を有する者	高橋 澤			

会長・委員 37名 監査委員2名

欠席委員 佐藤喜久子委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 総務課長	石塚 治人	三川町企画課長	三浦 久次
〃 調査計画主幹	齋藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
羽黒町企画商工課長	金野 和夫		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	齋藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	土田 宏一		

1 開 会（午後2時30分）

○芳賀 筆事務局長 委員の皆様には、暑いさなかお集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、ただ今から第23回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、会長よりごあいさつを申し上げます。

○富塚陽一会長 ただ今ありましたとおり連日の酷暑の中、またお盆前の大変お忙しい中でお集まりいただきまして、まず委員の皆様、誠にありがとうございます。そして、事務局、それから傍聴の方々もご苦労様でございます。また、きょうは三川町、町長さん初めご当局に大変お世話になりました。何かご要望もありまして、席次も少し変わったようでありますけれども、事務局もいろいろ工面したんだと思います。ご了承お願いいたします。

きょうの協議会は、ここにご案内のとおり次第に従いまして順次進めさせていただきま。表記のとおりご報告1件と、議事につきましては地域審議会ほか調整項目、組織機構の問題ということでもありますけれども、いよいよ合併をする手続といたしましては大詰めに来ているものと、私が申し上げるまでもなく、皆様にもそのようなご認識をいただいているものと思います。今後の手続を考えますと、まずもろもろの手続をして、合併をする段階になったときに県議会の議決も必要となりますので、内々の県議会の日程その他を考えますと、10月ぐらいに地元の議決を要するのではないかという感じがいたしますので、それを念頭に議案の調整につきまして関係の首長で作成の作業を始めてまいりたいというふうに思っておりますので、協議につきましてもまだ残っていることがございますけれども、大綱は見えてきたのではないかとこのように思いますが、本日並びにもう一度はぜひお願い申し上げたいものと思っておりますけれども、両協議会で大方のところのご了承をいただければというふうに思っております。それぞれ事務局が提案をいたしますので、何なりと忌憚のないご意見を出していただいて、せっかくの協議、円滑に進むようによろしくお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

3 報 告

（1）新市の名称について

○芳賀 筆事務局長 それでは、早速協議のほうに入らせていただきます。議事進行のほうを会長よりひとつよろしく願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、報告をさせていただきます。

新市の名称についてとありますけれども、報告の趣旨について事務局から説明してください。

○佐藤智志事務局長 それでは、名称につきましてご報告を申し上げますけれども、初めに少し経過を申し述べさせていただきますけれども、名称につきましては5月29日

開催の第20回合併協議会におきまして運営小委員会で原案を策定いたしまして、合併協議会に提案することが了承されたところでございます。これを受けまして、6月25日開催の運営小委員会で名称を鶴岡市とすることが決定されましたので、同日開催の第21回合併協議会にその旨提案をさせていただいております。この提案につきまして、7月26日開催の第22回合併協議会におきまして各委員から意見を出していただいたところでございます。その内容につきましては、委員の皆様ご出席でございましたので、この場では省略をさせていただきますけれども、意見の表明をいただいた後、名称につきましては市町村長が協議をし、その結果を運営小委員会に報告することで協議を終えておったところでございます。このためその後市町村長におきまして新市の名称につきまして協議が行われましたけれども、異議なく鶴岡市とすることが確認をされております。その結果につきまして、本日開催の運営小委員会に報告いたしましたところ、運営小委員会におきましても異議なく報告が了承されたところでございます。

私から以上ご報告を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○宮塚陽一会長 実質的な内容につきましては各委員さんともご承知のことですけれども、手続のけじめ上そのようにさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思っております。きょうの小委員会で、それでいだろうということになりましたので、なおその結果を協議会にきちんと報告するよという指示もありましたので、ただ今事務局から報告いたさせましたけれども、そのように本協議会に報告させていただきます。これで新市の名称はそういう形でこれから取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

何かこの点につきまして。

○押井喜一委員 ただ今いろいろ今までの経過についてご報告いただきました。ただ、私としましては首長の皆さんで協議されて、そこでこの協議会に提案するということについての理解は若干不足していたのかなというふうに思います。我々ぎりぎりまで藤島の議会としましては、この決め方について協議をしてきたところでありまして、今報告ありましたけれども、一言申し添えたいというふうに思います。やはり我々主張してきた公募ということについては、何も鶴岡市を名称とすることを否定するものではなく、この新しいまちづくりをどうするかという一番基本的な部分の中での主張でございました。そういうことで、藤島議会としても時間がないということではなしに、そうした方法を取るべきだという意見が多いということを一言申し添えておきたいと思っております。

○宮塚陽一会長 ありがとうございます。

なお、余談の感じもいたしますけれども、協議会の協議の内容につきましては逐一議事録をつくっております。そしてまた、皆さん方からこれからご了承いただく必要があると思っておりますけれども、協議会の協議結果につきまして、ただ今のようなお話も含めて、全員一致ということだけでなく、公募の要望もありましたとかいう趣旨も含めた協議内容の中間報告を各首長並びに議長に提出したらいいのではないかと

うに思っていますが、なおそれは私が今考えているだけであって、なお首長さんいろいろなところで協議をして、中間的な報告をさせていただいて、いろいろ議案のご審議にも役立つようにと。これ議事録あれば十分ですけども、ちょっと膨大なもんだから、読むのも大変だから、それも添付して中間報告として各首長さん並びに議会の議長さんに報告はさせていただくということで、なるべく詳細に、正直に、内容を入れて、そして報告させていただくと、こう思いますので、今の押井さんのお話も当然一つの意見として十分わかっておりますので、ありがとうございました。そのようなことで運ばせていただいてよろしいでしょうか。

○山口 猛委員 今は報告ですので、協議ではありませんのですが、今事務局が報告の中で市町村長が議会に提案権があるわけです。それはわかります。しかし、この法定協議会は何のためにつくられたのでしょうか。私は、一委員として疑問に思います。前から多数決はやめようと、全会一致が原則、これは理想ですので、それを私は認めます。しかし、この法定協議会で何をどのように協議して、どうすればいいのか甚だ不安な面が私にはあります。他の委員の皆さんはそんなことないと思いますが、それで今後いろんな協議をなされると思いますが、先ほど会長が大詰めに入ってきたということではありますが、全部が全部市町村長が提案権を持って提案する、議会がそれを議決すると、こういう運びであれば、この法定協議会の協議がどれだけ権限があって、皆さんの合意でまとめ上げていくことができるのかということ、私はちょっとこの協議会の本筋から外れているのではないかなというような危惧をいたしております。

以上です。

○富塚陽一会長 そういうご意見もご意見としてあると思いますので、承っておきますが、ここでは例えば今の市の名前も全会一致で一致したなんていうふうな扱いはしておりませんので、協議会としてはいろんな意見がありましたと。協議会の結果を重要な参考資料として踏まえて議案をつくるということであって、意見の一致しないものについてそのまま迷ってしまうと議案つくれませんので、そこはひとつご理解をいただきたいと思いますが、十分協議会の意見は最大限尊重して議案を作成するという、そういう考え方で真剣にその協議に臨んでいることは間違いないわけでありませぬ。そこは山口さんにご理解いただきたいわけで、首長はいいかげんに、そんなつもりでなくて、十分協議会の協議結果を踏まえた上で最終的に決断をしなければならぬわけでありませぬので、首長はそこで総体として決断をして議案を調整するというようにさせていただくようにと思いますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひます。

報告でありますので、どうぞお聞き取りいただいて、いろんなご意見あるのは十分承知をしておりますので、よくわかりました。よろしいでしょうか。これで報告を終わらせていただきます。

4 議 事

(1) 地域審議会について

○富塚陽一会長 次に、議事に入らせていただきまして、(1)、どうぞ。

○佐藤智志事務局次長 それでは、地域審議会の取り扱いにつきましてご説明をさせていただきます。

この地域審議会につきましては、6月の合併協議会におきまして冒頭提案内容のとおり7市町村の区域ごとに地域審議会を設置することで提案をさせていただいたところでございます。前回、7月の第22回の合併協議会におきまして各市町村議会での検討結果のご報告があり、ご意見もございましたので、本日はそれらを踏まえまして提案内容の一部につきまして修正案を提案させていただくものでございます。

まず、前回の協議会におきましては、地域審議会の設置についての2の設置期間についてでありますけれども、このことにつきましてもご意見がございましたけれども、大方は原案に賛成とのことでもございましたので、この期間につきましては原案のとおりおおむね10年といたしております、修正はいたしておりません。

それで、下線と網かけの部分が修正であります、次の3の所掌事務についてでございます。このことにつきましては、この地域審議会の役割を明記すべきのご意見もありました。このため提案内容にも記載しているところでございますけれども、この地域審議会が合併特例法により特に認められた機関であり、合併に伴うもろもろの課題を解消することが趣旨でもございますので、下線のとおり所掌事務に、合併特例法第5条の4第1項の規定によるものとして合併に係る事務を所掌するとの規定を追加させていただきたいものでございます。それから、(1)の所掌事務についてでありますけれども、ちょっときょうは見え消しにいたしておりませんので、大変申しわけありません。記載なっておりませんが、修正前はこの所掌事務の(1)のところの建設計画の変更、それから執行状況、それからその他市長が必要と認める事項のほかに当該地域の振興に関する事項という項目につきましても挙げておいたところでございます。しかしながら、そのことにつきましては格別記載をしなくともによりまして当該区域にかかわる必要な事項につきましては市長が諮問できるとする規定を置いていること、それから(2)におきましては諮問がなくとも審議会が必要と認める事項につきましては市長に意見を述べるができるという規定を置いておりますので、重ねての記載は必要ないだろうということで削除をさせていただいております。

次に、裏面、2ページをお開き願いたいと思いますけれども、4の組織でございます。委員の数につきまして当初提案は15人といたしておりましたけれども、温海町の議会さんから、次のページの補足の欄に記載いたしておりますけれども、構成団体の例に防災、観光団体を加え、委員の数を20人以内にするようにご意見がございました。また、櫛引町議会さんからも同様の提案がございましたことなどを踏まえまして、委員の数を4の組織のところのとおり20人ということで変更して提案をさせていただきたいと思います。

以上、所掌事務に関する規定と委員の数につきまして修正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○富塚陽一会長 今までいろいろなご審議をいただいておりますけれども、ここに来てただ今事務局が提案したとおり内容に若干の修正を加えております。なお、今も5年がいいのではないかと、あるいは15人以内でもいいのではないかとというご意見もあろう

と思いますけれども、全体としてはこんなところでいかがだろうということで集約をした事務局の案でございます。なお、小委員会ではそのほかに市長の諮問に応じて審議する、市長の諮問事項がなければ会議できないのかというご質問ありましたけれども、(2)で必要と認める事項について、それは会長なり何なりで自主的に会議は開催できるのではないかと、そういう読み方をしているのではないかとというようなことで了解をさせていただいております。そしてあと、なお会議の開催回数とか、いろいろなことにつきましては各地区のバランスもあるだろうと思いますので、新市になった時点でこの地域審議会の予算の措置もありますから、大体どんな回数で、どんなこととするといいかないというような、大まかな大綱を申し合わせたらどうだというようなご意見もあり、それは穏当ではないかというようなことで、小委員会としては了承いただいてきょう本席に臨んでおりますので、念のために申し添えさせていただきます。

何かご意見ございましたらどうぞ。

○齋藤 久委員 今地域審議会のことについて事務局から、当該区域についての振興に関する事項については省略をさせていただく旨の説明がありましたけれども、私はそのところが大変重要ではないかというふうに思います。この合併は、今七つの自治が一つになろうとしているわけで、大きいところと小さいところあるわけですが、私は小さな自治も大事にしてはくぐんでいく、そういう仕事も必要ではないかと。それから、もう一つは今まで頑張って築いてきたそれぞれの市町村の、地域の個性、特性なりをもっと生かす工夫が必要ではないかと。住民参加と申しましょうか、協働をどう醸造していくかということがこの合併に求められているのではないかというふうに思います。いろいろ新市になってからのことだというようなニュアンスのお話もありましたけれども、私は合併する前からもっとそれら地域のいろんな意見を吸い上げられるような地域振興策、ソフト事業をそれらの地域で考えていけるような、そういうような組織をやっぱり合併する前から条例なりつくりながら決めていく必要があるのではないかというふうに思います。なお、かつて第一専門小委員会でもそれら審議会にも予算執行権なども与えたらどうかという意見もあったかに記憶しておりますけれども、そのことは今出てきませんが、支所と地域審議会の関係もあるわけですが、予算の執行権、大きな額でなくて結構ですので、地域の特性を生かせるソフト事業なども生かせるような、そういう権限も私は与えていく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺の所掌事務と絡めて権限と申しましょうか、権能と申しましょうか、そのことについての事務局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○宮塚陽一会長 地域振興外すというのは、事務局の説明が適当でないのです。

齋藤委員に申し上げるけども、市長の諮問に応じた項目に入っていたんです。市長が諮問しなければ、されないのではおかしいと。(2)に包括的に入れるということで、あと組織機構のご議論いただくときに地域の特色のあるプロジェクトはそれぞれでやりましょうということを前提にした組織機構を考えるということご提案していますので、多分齋藤委員のご趣旨には沿うようになっているはずであります。なお事務局、答弁。

○佐藤智志事務局次長　ただ今のご指摘大変大切なことと存じますけども、この地域審議会の所掌事務でありますけども、ただ今会長から補足していただいたとおり私どもそのように進めてまいりたいと思っておりますけども、先ほど申し上げましたのは地域審議会というものの設置根拠でございますけども、法律上は建設計画を変更するときは地域審議会の意見を聞かなければならないというふうに規定されておるわけでありまして、合併により生ずる問題でありますとか、合併に伴う施策の調整、あるいは経過措置としての相違点の調整に関する事、そうした合併にかかわるもろもろの課題、当然地域振興等も入ってくると思っておりますけども、そういったことを進めるのが本来の地域審議会の所掌事務というのにふさわしいのではないかと考えておりますということが一つでありますし、それからもう一つは行政として合併に伴って住民との密着性をさらに高めていかなければならない、その必要性はますます増してくるだろうというふうに思っております。それは行政区域の拡大でありますとか、再編でありますとか、いろいろ個々の地域の住民の意見をくみ上げると、それを生かした市政運営をしていくということが必要になってまいりますので、今後の地域づくりにつきましては各地域住民の意見が的確に反映されるシステムというものをつくっていかなくちゃならないだろうと思っております。その際、そうしたもろもろの課題についてすべて一つの地域審議会ですべて事足りるということにするのではなくて、その他のいろんな審議会でありますとか、あるいは現在各市町村が進めております首長さんとの懇談会でありますとか、いろいろあるわけありますので、そういった手法、手段等もこれから詰めさせていただいて、多様な方法できめ細かに地域の意見をくみ上げるシステムというものを設定してまいりたいというふうに考えておりました、ただ合併に関する課題につきましてはこの地域審議会ですべて調整するのが本来のねらいであろうということをお知らせさせていただきました。ただ今ご指摘の点につきましては十分念頭に置いて、事務局としても勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○齋藤久委員　今お話しのように新市建設計画などに対するいろんな意見を審議会ですべて出してもらうことは大変重要だと私も認識を同じにしておりますけれども、もう片方の地域の支所管内における地域振興のいろいろな意見、そのことも大事だと思います。まだ支所の機能全部見えておりませんが、私は市長だけでなく、支所長などにもいろいろな意見を述べるような審議会をイメージしているのですけれども、そのことがこの所掌事務にしっかり入っているのであれば結構なんですけども、そのことを確認したかったのであります。

○宮塚陽一会長　それは運用の問題だと思いますので、とにかく前向きに建設的なご活動をいただければいいのではないかとと思いますが、なおご意見はご意見として、これからいろいろ詰めの段階で参考にさせていただきます。ありがとうございました。

ほかにどうぞ。

ちょっと今の事務局の説明で、私へらへら言って悪いけども、地域審議会以外の機関でも審議しても差し支えないということも、自由にそこは弾力的に各町でやれるようにという含意もありますので、何もかにもここに収れんするんじゃなくて、別のも

のをつくったほうがいいとなればそれでもいいと。むしろそれは常設機関であることと、地域審議会というのは10年と決まっているものだから、法定上のそれなりに重い審議会ではあるんですけども、合併のための審議会だから、法律でちゃんと決めているものだから、その他についてはほかにつくって悪いわけでないし、そのほうが都合いいときはそれつくってもいいよと、つくったほうがいい場合があるんでないかというこの説明も合わせてしているんだらうと思いますので、弾力的に、自由にそこは考えていただければいいんでないかというふうに思います。やっぱり常設機関みたいないるような気がします、私も。

○押井喜一委員 今いろいろ議長のほうからも話あったわけですけども、今の合併における地域審議会ということにつきましては、いろいろ合併をされた市町村の状況を見てみますと、やはり形式的なもので、あまり機能していないというふうなことも聞いています。実態よくわかりませんが、私この間も発言させていただきましたけれども、いわゆる5月に成立をいたしました合併3法という形で改めて合併時に特例を設けると。そういった内容の中に、やはりこの審議会よりも踏み込んだ形での地域自治区、あるいは合併特例区ということで、一定の権限を持たせた、そうした地域づくりと申しましょうか、いわゆる旧町村単位でのいろんな地域の振興を図っていけるというふうな意義、私個人的には今の合併についてはそのようなイメージを当初から持たせていただけてきました。一斉に一体化というふうなことの合併よりも、今のそれぞれのある地域を、この重要さをもっと認識してもいいのではないかと。そうした中で合併、将来的な一体化というものを進めていいのではないかと。合併のいわゆるこれからのいろんな方法、手順というふうなことになるんでしょうけれども、その辺まで踏み込んで議論すべきでないのかなと。今新法、あるいは改正という形で合併の障害を取り除くためにいろいろ手だてをしているわけでありますので、この議論をする必要があるのではないかと。ただ単に地域審議会という形での、形式的と言ったらちょっと語弊あるんですけども、そういうものでなく、もっと踏み込んだ議論をすべきでないのかなというふうに思います。

○富塚陽一会長 これまでも新法で挙げられたことについても皆さんご承知と思いますので、議論が出るかなとも思っていましたけども、押井さん確かおっしゃっていましたが、きょうのご意見でもう一度事務局には検討させますけども、まず地域審議会に反対とか、そういうことではないのでしょうか。まず、それはそれでプロジェクトがあればですけども、形式的にこれどこをするかというのなかなか詰まりきれないところもあるでしょうから、なおきょうのご意見はご意見で、法律上にありますので、一応事務局に検討させましょう。

○富樫栄一委員 地域審議会について若干お聞きしますけども、組織について1点だけお聞きします。委員それぞれ組織代表的にありますけれども、この中で羽黒町総合計画審議会でも委員の中に公募で選ばれた委員があります。こういった公募による委員を委嘱するというような考えはないですか。

○富塚陽一会長 事務局はどうか、今検討過程で。

○佐藤智志事務局次長 そのことにつきましては、前回もお話をさせていただいておりますけども、この地域審議会につきましては合併にかかわる建設計画でありますとか、調整事項でありますとか、非常に広範な事務につきまして大変重要な課題についてご審議いただくということでありますので、できるだけ広範な住民でありますとか、団体の皆さんを代表する組織代表者で構成し、できるだけ広範な意見が反映されるようにすることが良いのではないかというふうに考えているところでございます。現実には各市町村の総合計画審議会でありますとか、振興審議会等を見ても、さまざまな地域の代表の方々が入っておられまして、現実的にも構成市町村では地縁を単位とする伝統的ないろいろな団体が非常に活発に多方面にわたりまして活動を展開されておられると。そのことが住民の皆さんが非常に帰属意識も高いと申しますか、頼りにしながらいろいろ活動を展開されて、それが行政とのパイプ役になっておられるということもあるようでございます。合併後もそうした地域の団体活動というものを建設的に発展をさせると、あるいは行政とのつながりを強めるという意味でも、支所単位の地域審議会などにおきましてこれらの代表の方々が活発に意見を展開できる場を確保していくことが合併後も組織の活性化でありますとか、円滑にまちづくりを進めることができるのではないかというふうに思っておりますので、20人という枠の中では各地域の団体代表の中で代表を選出させていただくのがよろしいのではないかというのが事務局の考えでありますし、また技術的にも公募委員の選考基準といいますが、こういった組織で、どういう判断で委員を選任するのかという技術的な問題もあるのかというふうに考えておきまして、合併にかかわるということで、ある意味では非常に慎重を期さなければならない事項が多くあるわけありますので、委員の選任につきましてはできるだけ明確なものにすると、グレーゾーンを残さないほうがいいのではないかというふうに考えておきまして、直ちに公募委員を選任するという事までは事務局としては考えが及ばなかったということでございますので、この場でもいろいろご指導お願いしたいと思っております。

○富塚陽一会長 事務局、そんなことですが、なおきょうの富塚委員の話も報告にはちゃんと書きます。そういうご意見もあったということはちゃんと書いておきます。

○菅原 元委員 櫛引町では、これまで地域審議会につきまして、きょう出席している委員と事務方といろいろ協議してまいりました。それで、きょう提案になりました内容は我々の意に沿った内容であり、櫛引としてはこの内容を了とするものであらうと思っております。よろしくお祈いします。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。
ほかにどうぞ。

○富塚陽一会長 それでは、ただ今富塚さんのご意見もありましたので、それはつけ加えることにいたしまして、大体こんなところで協議会の一つの区切りを置いてよろし

いでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、そのようなことで議案の作成の根拠にさせていただくようお願いいたします。

(2) 調整項目について

ア 一般職の職員の身分の取扱いについて

イ 特別職の身分の取扱いについて

○**富塚陽一会長** 次、どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** 調整項目としまして2点ご提案申し上げます。

初めに、一般職の職員の身分の取り扱いについてご説明を申し上げます。資料の四角で囲んだ提案内容をご覧ください。鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整を図ることとし、細目については、7市町村長が別に協議して定めるというものでございます。

前段につきましては、合併特例法第9条におきまして、合併前の市町村の一般職の職員が引き続き合併後の市町村の職員として身分を保有するよう措置しなければならないというふうにされておきまして、これに基づいて7市町村の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぐとするものでございます。今年度の当初時点で7市町村合わせた職員の数は2,068人でございまして、これらの職員が対象になるものでございます。なお、一部事務組合であります鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合、また月山水道企業団の職員につきましては、昨年度中に一部事務組合の取り扱いという中で身分についてもご協議をいただいております。これらも合わせますと、新市に引き継ぐことになる対象職員数は、今年度の当初時点で2,310人となるものでございます。

提案内容の後段部分の職員の任免、給与その他の身分取り扱いにつきましては、地方公務員法を初めとして関係法令に基づく制度の下で他の地方公共団体の職員、また国家公務員との均衡が取られた形で取り扱われているものでありますけれども、給与や勤務条件など細部の具体的などころになりますと、7市町村間でやはりある程度差異がある事項もあるという状況でございます。これらにつきましては、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整を図ることとし、細目については7市町村長が別に協議して定めるというようなことで今後の具体的な調整を行わせていただきたいと思いますと考えておりますけれども、現下の厳しい状況も踏まえた調整を進めてまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、特別職の身分の取り扱いについてということであります。市長等三役や議会議員、教育委員会等各行政委員会委員などの特別職に係るものでございます。資

料の四角で囲んだ提案内容をご覧ください。特別職の身分の取扱いについては、7市町村長が別に協議して定めるとするものでございます。新設合併でございますので、基本的に現在の7市町村の特別職の職員は、合併日前日にすべて失職となるというものでございます。ただ、農業委員会の選挙による委員につきましては本年4月の合併協議会でご確認をいただいたとおり41人に限り、来年7月19日まで在任することになるものでございます。市長と議会議員につきましては合併後50日以内に選挙を行うということになりますし、助役、収入役や行政委員会委員などにつきましては新市議会の同意を得て新市長が選任するということになるものでございます。

7市町村長による合併前の協議事項としましては大きく二つでございます。ただ今申し上げました選挙や選任の前提となるものとして各特別職の報酬の額、これが一つでございます。また、もう一つ、法律で定数を一つに限定していない監査委員、これは識見監査委員が1人または2人というようなことになっております。また、議会推薦の農業委員会委員、これにつきましては農業委員会法が改正されまして、現在その施行を待っているところでありますが、法改正後は4人以内ということになっております。あと、もう一つ、固定資産評価審査委員会の委員、これが3人以上となっておりますけども、これら法律で定数を一つに限定していないものの定数、これがもう一つでございます。こういったところが7市町村長による合併前の協議事項として予定されるところでございます。

一般職の身分取り扱い、特別職の身分の取り扱いとも今後の7市町村の協議によってということでありまして、いずれもその内容決定後合併協議会のほうには報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○富塚陽一会長 本件につきまして、まずおわびを申し上げますが、先の小委員会におきましてこの資料は甚だ不親切であると、説明不足で誤解を生みやすい資料であるから、今後気をつけるようにという厳しいご指摘をいただきまして、おわびを申し上げます。

きょう事務局が説明したような内容の含意でございますけども、特に一般職の職員の身分の取り扱いについてはここに書いてあるもので、それほど大きな誤認はいただいているのではないかと思います。なおこれは人事院のほうでもいろいろ職員の人事管理についてまた新しい時代に合うような方策なども研究しているようですので、それらの推移を見なければならぬと思いますし、十分国、あるいは都道府県、あるいは他の市町村との均衡を配慮して、細部にわたって専門的な検討をさせていただきますので、どうぞその辺は協議会でこまごましたご議論はなじまないのではないかと大変僭越に考えて、とにかく均衡を配慮して、職員の士気を高揚させるように配慮して考えるということでご了承いただきたいという趣旨でございますので、そのようにお受け止めいただきたいと思っておりますし、特別職の身分につきましては市長、議員の先生方は選挙、あと三役とか、その他法律に基づいて当然新市において制度をつくり、議会に提案をして、議決を求めることが必要でありますので、協議会の検討対象に入らないわけでありまして、協議会の検討対象として入るのは、特別職の報酬の額はどのぐらいがいいかなと。額も決めないで選挙をするというのも容易でないもん

ですから、額はある程度決めるといふことと、それからただ今説明ありましたように監査委員の数、それから議会選出の農業委員さんの数並びに固定資産評価委員の数、これ法律で決まっていなもんですから、大体どんな数でいいのかなといふことについて協議会でも議論していただきたいんですが、これらについても他の公共団体の関係もありますので、差し支えなければ首長にご一任願いたいという趣旨のご提案でございます。そんなようなことで、どうぞご意見をお出しただければと思います。よろしくお願ひします。

○山口 猛委員 今会長のほうから事務局のほうで提案のありました一般職の身分の取り扱いと特別職ですが、これから合併協定するわけですので、協定書に載せる文書は、私はこれでいいと思います。しかし、この下が知りたいわけですが、見えないところが。それは市町村長、市町村議会でも、議員の方々でも、町民でも、今言われたようなこの下の欄、空欄を知りたいわけですが、これ、事務局、出せますか。

○富塚陽一会長 まだ決めていないんだけども…。

○山口 猛委員 空欄といふか、そういうこれから協議した資料を下のほうも出せますかといふことを聞いているんです。

○富塚陽一会長 それは、決まれば協議会に報告しなければならないと思います。

○山口 猛委員 協定書調印前ですか。

○富塚陽一会長 こんなところで決めましょうといふことは、報告しなければならないのでないかと思っておりますけども。その数とか、報酬とか、そういう数字でしょう。

○山口 猛委員 はい。

○富塚陽一会長 それはとにかく協議して、ほかの団体の調査したりしなければならないものだから、今ここでベロツと出すのもどうかと思うものだから、大体こんなことでいふふうにご相談しながら提示させるようにしなければならないとは思っていません。

○山口 猛委員 わかりました。

○富塚陽一会長 やみくもに決めるなんて気はありませんので、そこは非常に専門的な検討もあるものだから、一々人の名前まで出てくるような話になるのは嫌なもんだから、おおよそのところを決めるといふことではないかと思ひます。

○鈴木多右エ門委員 提案以外のものかもしれませんが、私から一つ。各首長さん方の今の考え方をお聞かせ願えればありがたいと思っております。というのは、前回の

会議で我々に配付になりましたはがきによる意見、要望内容見せていただきましたが、その中に今の時代では想像もつかないような意見が一つあったわけなんです。というのは、166番の当分の間旧町村に新市の助役を1名ずつ配置してほしいと、こういう要望があったわけなんです。それには、新市の執行体制検討の中で参考にするというコメントがあったわけです。今日の合併しなければならない状況になったのはどういう状況かというのは、これはやっぱり市民、町民もシビアに見ておるわけなんです。その上段には、大変申しにくいわけですが、三役の報酬は引き下げるとか、議員の報酬は引き下げるとか、やっぱり今の財政状況がある程度認識した意見だなというふうに理解しておったわけですが、この問題について今回提案されております特別職の身分の取り扱いについては7市町村長が別に協議すると。協議する内容には助役の問題はありませんでしたが、今の時点でこういう問題が出ても協議することに値ないと明言できるか。これは、やっぱり協議するに値あるというふうなことで考えているのかですが、コメントいただければありがたいなと思います。

○**宮塚陽一会長** 格別本件につきまして市町村長で相談したことありませんけども、基本的にはこれは新市になって新市の市長が決めることだと思いますので、何らかそれを縛るようなことを我々先行して組織として決めるのは越権ではないかと。それも新市の市長が考えて、新市の議会が議決することでありますので、そのことで自由裁量権はなるべく担保しておく。個人個人のご意見はあると思いますけども、それはそれなりに議論するに意味ないわけでないと思いますが、組織として確実にこれをこうするんだということを新市に義務づけることはちょっといかがなものかだと思いますので、当然新市の議会の議決権というのあるわけです。それから、新市の市長の提案権もあるわけですので、それはそれで担保しておいていいのでないかなというふうで、今提案していますのは法律に明定していない、手続が定まっていない部分について標準的な考え方をここで決めましょうというにとどめてありますので、その点はひとつご理解いただきたいと思います。

○**鈴木多右エ門委員** わかりました。

じゃ、今一つ、議員の報酬に関しては話し合いをするというのは、確か前者の説明の中であったと記憶しておりますが、報酬の審議は当然だと思いますけども、話に聞きますと報酬以外に政務調査費というような名前だそうではありますが、そういうようなものが支給されておるというわけですが、鶴岡市さんではその支給はなされておりますでしょうか。差し支えなかったらお知らせ願えればありがたいと思います。

○**榎本政規委員** じゃ、私のほうからお答え申し上げます。

政務調査費は月額1人2万円、年24万円の政務調査費が支給されております。鶴岡市の市議会の場合は会派制を採っていますので、通常は個人に支給ということじゃなくて会派支給なんですけども、無会派、1人の人とか、2人で会派をつくっていますが、会派としての統一行動を取っていないという方もおりますんで、この方にも個人に1人月額2万円、年24万円支給されております。

○鈴木多右エ門委員　そこで、私は政務というものは議員のお仕事だと思っているんです。議員に就職したときのお仕事のために報酬というものは与えられていると私は認識しているんです。ですから、報酬の二重取りでないかなというふうな感も否めないものですが、その辺私の誤解かわかりませんが、政務の調査のは別にいただくのならば、議員のお仕事は何であるかというようなことは私認識不足なんで、ご説明いただければありがたいと思います。

○榎本政規委員　これは、全く私の個人的な見解になってしまうと思うんですけども、議員の報酬については、議員というのは私確かに今現在はもう専門職であるべきだと思っております。例えば10時なら10時に庁舎に出勤して、あるいは午後からは政治活動で、あるいはいろんな要望活動にすることとありますが、現在は市会議員、町会議員もそうですが、専門職にはなっていない、まだそういう位置づけにはなっていないので、いろんな職業を持ちながら市会議員等々をやっている方おられます。その中において、現在の報酬で果たして十分な政治活動ができるかという段階から、この政務調査費ができたのは鶴岡では昭和五十何年ころでありました。その当時市会議員の報酬だけで政治活動ができるかということから、報酬をその当時の物価スライドにして上げていくわけにいかないという状況の中において、政務調査費が設けられたというふうにお聞きをしております。それを追従しながらやってきていると。今現在本当に必要なかどうかということについてまで深く議会の中で論議されたことはありませんので、その辺がちょっと。ただ、政務調査費については全国的に、あるいは国会の中においても政務調査費の制度をきちっとしなさいと、法令上やるのであればきちっと条例に定めてやりなさいということを義務づけられておりますので、鶴岡市のこの2万円の政務調査費については鶴岡市の条例に基づいて支給されているものでありますんで、任意で支払われているという形ではありませんので、ご了解を願いたいと思います。

○鈴木多右エ門委員　私も鶴岡市の知っている人何人かからお聞きしたことあるんです。ところが、報酬以外に政務調査費なるものが出ておるといっている人、一人もいなかったんです。やっぱりそれでは、市民は納得いかないのではないかなと。ですから、新しい市を誕生させ、新しい感覚でこれからまちづくりをしていくわけですから、市民にわからないような支給の仕方はやめるべきじゃないかなと。報酬が不足であれば、報酬の額に加算すべきだと思います。そういうような考え方で、これから審議する過程の中で大いに参考にさせていただければありがたいなと、こんなふうに思います。

○榎本政規委員　わかりました。ただ、年1回、あるいは議会改選期におきましては、議会だよりにおいて議員の1人当たりの月額報酬、あるいは政務調査費は幾ら出されているということは、これ議会報できちっと報告をされております。報告したから、あとそれが市民に周知されていないことには我々関係ないとは言いませんけども、少なくとも議会だより等においては市議会議員の月額報酬、あるいは6月、12月の期末手当について、あるいは政務調査費のことについてはきちっと報告をされておま

すので、これでよしというところではありませんけれども、新市にその問題についてもこの特別職の身分の取り扱いの7市町村長の別の協議の機関において検討していただくようお願いをしたいと思います。

○佐藤正明委員 今政務調査費についての意見だったようでありませけれども、私は町長に就任してからでありますけれども、庄内でも一番高い政務調査費を計上させていただきました。うちの町では1万円です。1人当たり議員が12万円です。第二の報酬というのは私は言えないものだと思っておりますし、決してそういう見方というのは当てはまらないのかなと思っております。そのおかげをもって本町の18名の議員はそれぞれにしっかりとした研修というのを行っておりますし、私も責任上議員の用途については見させていただくようにはしておりますけれども、それなりに今回こういう極めて重要な合併に関して大きな課題というところを背負ってそれぞれが、18人が責任を負いながらやっているということに関しては、自分なりに町民に十分こたえるだけの調査費ではないかなと思っておりますので、決して第二の報酬ということでは私は当てはまらないものではないかなと思っております。

以上です。

○宮塚陽一会長 なお、取りまとめまでの間に少し時間ありますので、なおお気づきの点がございましたら、どうぞ指摘いただいとしますので、鈴木先生、どうもありがとうございます。まず、十分参考にさせていただきます。

ほかにどうぞ。

○宮塚陽一会長 大綱としてきょうこれをご了承いただいとありますけれども、なお細目につきまして気になることはこれからも協定というか、議案書まとめるまでの間に何なりとご指摘いただければと思っておりますので、どうぞそれはご遠慮なくお出しいただくことにして、基本的な考え方としてはいかがでしょうか。こういう方針で、まず首長一生懸命あちこち気を使いながら事務局の作業を十分やらせて詰めていくと、整理していくということについて基本にご賛同いただけますでしょうか。無論山口さんお話しのとおり、出た結果こういうのだというのはちゃんと報告させますので、そのような含意でご了承いただいとしたいと思います。それでは、ありがとうございました。

(3) 組織機構について

○宮塚陽一会長 次、どうぞ、組織と機構。

○石塚治人事務局総務課長 組織及び機構の取り扱いについてということでご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました資料は前回の合併協議会でお示したものを修正、点検をして再配付をさせていただいたものでございますが、組織機構について検討する上での基本的な考え方は変わっておらず、この基本的な考え方に立って合併までかけて組織的な面、人的な面、財政的な面などさまざまな面からの検討を重ねて、新市をスタートする上で最善の組織機構を構築できるよう努力してまいりたいというふうに思

っております。そのような認識の下に、改めて1枚目の組織機構の基本的考え方につきまして説明をさせていただきます。

まず、住民サービスを低下させないことを基本にするということでありまして、端的に申し上げれば住民の方々が現在市役所で、あるいは町村役場で受けているサービスは引き続き同様に受けられるようにしようということでございます。このことにつきましては、2枚目以降の業務実態調査のまとめの中で、例えば従来どおり地域庁舎で用事が足せるもの、または本庁舎で用事が足せるものなどといった分類をしながら一つ一つ整理を行って、基本的に不便にならないよう配慮をしまいたいというふうに考えております。また、現在は市町村の規模も異なるといったようなことから、高度化、多様化するニーズに対応し得る体制や能力、こういったものを整えるといったことでは困難な面もあるといったようなこともございます。合併後は専門能力の結集、向上による行政機能強化を図り、良質なサービスの提供を目標にしていきたいというふうに考えております。

住民サービスの確保ということを基本に据えれば、本所と支所のあり方、中でも支所の基本的役割である相談窓口機能、身近な行政サービス機能、先ほどご議論もありませんでした地域の特色を生かした地域独自の事業など、そういったものも含んでそれぞれの地域活動の支援機能、こういったものの配置は最重要というふうに考えておりますし、状況に応じて支所と本所が連絡を取り合い、必要な場合は本所から担当職員が出向くなど連携、協働しながら機動的に対応するというのも必要と思っております。この基本的考え方を念頭にしまして、住民と役所とのかかわり方を大きく変えることのないよう各市町村の業務を整理し、としておりますけれども、先ほど申し上げましたが、これもまた次のページ以降にありますように個別業務の調査、整理を進めているところでございます。また、合併によって7市町村が一緒になるわけでありまして、そこでの新しい執行システムにあっては時代に合った高度な行政サービスが広く提供できるよう今後業務分担、部課系の配置、人員体制、職務権限などを総体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、基本的な考え方ということで申し上げますけれども、組織機構の整備につきましては今後合併まで検討を進める段階で絶えず修正、改善を重ねることになるものというふうに思っております。そういったことから、委員の皆様には今後検討を行うために基本的な考え方や方針、そういったようなことで欠かせないこと、留意すべきことなど、また2ページ以降など個別の業務でお気づきの点などについてご意見、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○**宮塚陽一会長** 組織機構の問題は、前回は資料はお配りいたしておりますが、きょうは比較的時間を取らせていただいて、もしお気づきの点あったら何なりと積極的にご意見をいただければなと思ってまいりました。なお、次回もそのつもりでありますけれども、何だかおかしいのではないかと、ここはやっぱり気をつけるとかということがありましたらぜひご指摘をいただきたいと思いますが、まず基本的な考え方としましては、とにかく支所の役割としては今までと同様に鶴岡に来なくたって済まされるようにという意味で、相談窓口機能、最小限身近な行政サービスの機能は担保するとい

う考え方と、さっき齋藤議長さんのお話のそれぞれの地域の固有のプロジェクトとか、そういうものはそれぞれの地域活動の支援機能の中に入って、ちゃんとそれはしてもらったらいいのではないかとということをもまず支所には配慮して、そしてあと新しい時代のさまざま難しい仕事が増えてくるのです。それらについては、さらにみんなで総力を挙げて、専門家も動員して、いいサービスが総合的に展開できるような仕組みを考えたいということで、先ほどの小委員会では、ちょっと自慢されるか何だかわからないけども、一生懸命やっているから、堂々としゃべっていいわけですが、鶴岡の保健師なんか随分保健活動を全国的にも評価されるような活動してしまっていて、実績も上がっていますから、市民の皆さんの健康のための保健師の組織的な活動とかというのは新しい地域で随所に展開すれば今までのサービスよりは良くなるのではないかなと思うようなこととか、もろもろこれから考えて、あるいは差し迫って起こってくる課題について専門家も動員してやると。そういったような配慮をしながら組織機構を考えていきたいという基本的な考え方で、あとこの細目につまましては役人の文章でわかりにくいかもしれませんが、我慢して見てもらって、これはちょっとあんばい悪いなというのがありましたら何なりとご指摘いただくということで、しばらくご協議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。どうぞお気づきの点何かありましたらご遠慮なく。

○鈴木多右エ門委員 前の会議でも何回となく多くの方々の意見として申し上げられてきたことは地域振興です。窓口業務を今までと変わらないようにするのはこれ当然のことだと思っておりますけど、合併することによって鶴岡市以外の地域が寂れるのではないかと、このご心配です。今日庄内の発展、あるいは南部の発展というのは各自治体が競い合ったからこそ、このような発展を見たと思っております。それを何とかやっぱり引き続いてやっていくような体制が今後も必要なのではないかなと。こんなことからしますと、支所長の権限で自由に使われる財源も与えるべきではないかと。いつかの会議のとき、新市の建設計画の予算書見て、そういう我々が主張してきた意見を取り上げるならば支所交付金のようなものがあるかもしれないというように言ったこともあるわけなんですけど、私はそれが一番の基本ではないかなと思っております。各地域が寂れないようにする方法、これやっぱり今後考えていいのかどうか、今までは何か聞き放して、それにこたえる具体的なものがないような、私はそんな感じを受けてきましたが、その辺もう一度。藤島の齋藤議長さんもその辺を心配しているので、我々多くの委員の大方の異口同音の要望であった、当初からの会議の中でも、それがどうもいまだ見えてこないという現実をどう理解すればいいかわからないわけですから、説明をお願いしたいと思います。

○石塚治人事務局総務課長 今三川の鈴木委員さんおっしゃったようなことに私ども特別お答えできるという状態ではございませんけれども、通常の行政組織の中でのことでお答えをすれば、自治体の場合当然首長をトップにしましてそれぞれの予算権限を持っております。そういった場合、こういった形に支所がこれからはなっていくかということでもありますけれども、そういったようなことでは枠配分というところができるのかどうか、そのあたりはこれからの協議になろうかと思っておりますけれども

も、全く予算がないなどということではないことになると思います。当然一定の組織機構の中でそれぞれの役割、また職位に応じながら予算の執行がされていくということだと思います。また、さらに鈴木委員さんおっしゃったようなところは、これからまたご意見をいただきながら、また首長さんのご指導をいただきながらというふうに思っております。また、先ほどの説明の中でも、当然それぞれの地域がこれまで地域振興の中でさまざまな方策を講じながら頑張ってきているわけでありまして。そういった地域独自の事業については、基本的に支所のほうでいろいろ考えてやってもらおうというような基本的な考え方もございますので、そのあたりを具体的に予算の形でどういった具現化をするか、そういったようなところはまたこれから検討させていただくというようなことになろうかと思っております。

○**富塚陽一会長** 鈴木委員さんのお話は私もよくわかりませんが、二通りの立場で議論していいのではないかと思いますけど、まず地域振興の立場からいいますと、これから人口激減期に入ります。地域が構造的に、また年齢構造からいって非常に変わってまいりますので、地域振興を考える場合には、まず調査をしながら根本的な対応策を専門家も入れてプロジェクトとして構成しながら取り組んでいかねばならない時代はきっと来るだろうと思っております。その限りで必要な資金は当然調達せねばならないと思っております。ただ、あと地域単位でいろいろなアイデアを出して頑張るということも当然必要と思っておりますけども、どうもこれからの時代を考えると人口激減期に入っているだけに、前者のような本当に大胆な、積極的な取り組みが、三川さんはどうかわかりませんが、始まるのではないかという感じもありますので、なおご趣旨はよく踏まえながら、とにかく地域振興で、周辺地域が過疎状態にならないような方法は、事務的に本当に責任を持って調査をしながらやらねばならないという意味では、ご指摘は決して忘れていないつもりですが、なおほかにご意見ありましたらどうぞ。

○**鈴木多右エ門委員** ありがとうございます。

私ハード部分を言っているんじゃないです。ソフト部分がこれからは最重要問題だと思うんで、その辺十分ご理解いただければありがたいと思います。

○**富塚陽一会長** ソフトの部門につきましては、本当に懸命に頑張らねばならないと思っています。地方都市圏のこれから大競争に入ると思っておりますので、負けしないで、どうかいろいろご指導いただいて頑張らねばならないと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。ただ今のような積極的なご意見ありがとうございました。

○**榎本政規委員** 私も鈴木さんと同じような考えは、当然起こってくるんだろうなと思うんです。ただ、鶴岡市には21学区がありまして、一番大きいところというのは、恐らく大山というのは6,500から7,000人ぐらいの人口があります。6学区は、もっと大きくて1万何千人いるというような形。ただ、これをすべて細分化して地域振興というわけにはいかないと思っています、鶴岡市の中においては。ただ、私の住んでいるところは鶴岡市の中では中山間と言われる山村ですし、副議長のところは純然たる西郷は農村地域であります。そこにおける地域のあり方というのは各々違

うもんですから、行政がかけるお金というのは一律ではないというふうに思っています。一律の交付金で、じゃ地域が自らの力で振興しなさいというような形じゃなくて、各々そこに住んでいる人たちが自分らの地域をどう振興するかによって、ソフト部門のお金というのは行政から出てくる金が変わってくるんじゃないかなと。そういう意味で、私はこの市町村合併においても、三川町さんであれ、藤島町さんであれ、よりそこに住んでいる人たちがどういう村づくりをして、どういう地域づくりをして、どういうまちづくりをしていくかということが問われてくると。それをもってしてこういう活動するんで、こういう交付金、あるいはこういう補助金をとるのであれば、非常に私としても鶴岡市の中の21学区の一つとしてわかるんですけども、あらかじめ交付金として何千万を、あるいは何億を地域の振興に充ててくださいというのはちょっと趣旨が違うんじゃないかなというふうな気がします。鶴岡の中においても全くかける金と同じ地域だから、人口割でいくのか、何でいくのかというような形じゃなくて、やっぱりそこで住んでいる人たちがそこを良くするために何をすべきかということによって、行政のかけてくる金というのは違ってくるんじゃないかなと思っています。

たまたまこの前東京に行って、国庫補助金の問題で国の役人とお話をしてきましたけども、特に義務教育の国庫補助金の廃止の問題について国の皆さんから言われてきたんですけど、30人いるところと、300人いるところと、3,000人いる義務教育者が一律同じ人口割でやられたら、30人のところはやっていけないでしょう。やっていけないから、いろんな形で文科省も考えているんで、30人のところに手厚くするような形のソフト事業、ハード事業も含めてやっているんですよということであれば、やっぱりそういう考えを持って、じゃ地域がどうまちづくりをしていくかということ、逆に私は地域の皆さんが問われてくるんじゃないかと、これからのまちづくりというのは、そういうことなんじゃないかなと思っています。ちょっと老婆心ながら申し上げました。鶴岡市の中には21学区、一番大きいところ、今6学区が1万人を超していると。私のところとか、小さいところは今小学校単位で子供が40人、50人の複式学級のところあって、人口1,000人ぐらいしかいない小規模な地区もあります。21学区が各々のぎを削りながらまちづくり、地域づくりをやっているんじゃないかなと思いますんで、それとともにこの7市町村が合併したときも、ともに競い合うことによって相乗効果でよりいいまちづくりができるんじゃないかなと思っていますんで、ちょっと蛇足になりましたけど、申し上げさせていただきました。

○富塚陽一会長 どうもありがとうございました。

ここに細目がありまして、従来どおり地域庁舎で用事が足せるものとか、本庁舎に出向くことで用事が足せるものとか、こういうような分類ありますけども、おかしなところあったら、どうかこれからもご検討いただいて、直しますので、いろいろご検討いただきたいと思います。きょうのところでお気づきありましたら、どうぞご遠慮なく。

○齋藤金一委員 10ページの関係なんですけども、本庁舎内で対応できるものというところに農政関係、林業関係、商工、観光関係というところは載っているんですけど

も、ここに水産関係、例えば漁業振興計画の策定とか、漁港、漁場の整備計画とか、それらの項目がないんです。

○富塚陽一会長 ごもっともです。ありがとうございました。それ入れてください。ありがとうございました。大変重要なところ落としたんだな。

そういったようなことでお気づきの点どうぞご遠慮なく。どうかこの次まで少し、お忙しいところ恐縮ですけど、見てきていただいて、おかしいなと思うところあればこの次またよろしくお願ひしたいんですけど、きょうはあとありませんでしょうか。何もありませんか。

なければ、この次まで残しまして、基本的な考え方もおかしいとすれば直しますけども、それらも含めて次のまた主なテーマになっていくと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、きょうはこの課題については、これで一応終わらせていただいていいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

(4) その他

○富塚陽一会長 その他、何かありますでしょうか。

○富塚陽一会長 なければ、この次またよろしくお願ひを申し上げます。

じゃ、司会を事務局に返します。どうもありがとうございました。

5 閉 会(午後3時46分)

○芳賀 肇事務局長 それでは、これをもちまして本日の合併協議会を終了いたします。どうもご苦労様でございました。